

# ネットトラブル未然防止事業仕様書

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

ネットトラブル・非行防止啓発教材等作成業務

### (2) 業務目的

近年、児童生徒のスマートフォン等の所持率が高まったことに伴い、児童生徒がネットトラブル巻き込まれるケースが増加傾向にある。

こうした事態を未然に防ぐため、児童生徒がネットトラブルに巻き込まれないためのネットリテラシーを身に付けることを目的とした啓発資料・教材の作成及び、教職員がネットトラブル等の知識を身につけることを目的とした研修資料の作成を行う。

また、本業務では、県立高等学校に向け、生徒・教員双方の学習効果を高める動画教材とワークシートを含む教育パッケージを開発・提供することを目的とする。教材等の作成にあたっては、県立特別支援学校においても教材等が活用されることに留意する。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### (5) 留意事項

- ・受託者は本業務において知り得た情報等について、他に漏洩することなく適切に処理しなければならない。
- ・本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、業務を遂行する。

## 2. 委託業務の内容

### (1) ネットトラブル注意報及び解説動画の作成

受託者は、ネットトラブル等を未然に防ぐための対策をまとめたレポートを年間12回（概ね月1回）委託者に対して提供すること。レポートの作成にあたっては、県立学校の児童生徒等に提供することを想定し、図や表、グラフ等を用い、平易な表現で、かつ分かりやすい表現等に努めること。

また、各注意報のポイント等をまとめた解説動画を作成し、委託者に電子データで納品すること。注意報及びその解説動画については、下記（ア）の仕様を満たすものとし、本仕様において定めていない詳細については、委託者と受託者双方協議の上決定するものとする。

なお、委託者への提供期限は、各学校に提供する予定日の概ね2週間前までとする。

(ア) 主な仕様

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 資料種別及び<br>想定されるファイル形式<br>等 | ①ネットトラブル注意報 (PowerPoint 等)<br>②解説動画 (mp4 等)  |
| 提供 (公開) 範囲                 | 県内公立学校 (小・中・高等学校及び特別支援学校)<br>※市町村立学校への参考送付を含む<br>HPへの掲載  |
| 提供方法                       | ①：編集可能なデータ形式<br>②：動画サイトの一般公開等による配信   |
| テーマ数・提供回数                  | ①・②：年12テーマ (概ね月1回)   |
| 解説動画時間 (目安)                | 動画：1テーマ 45秒～1分程度   |
| 備考                         | 県内公立学校 (小・中・高等学校及び特別支援学校) の児童生徒等に提供することを想定し、平易な表現で、かつ分かりやすい表現等に努めること。アニメーション等を活用し、児童生徒の興味関心を引き立てるような工夫をすること。 |

(2) ネットトラブル・非行防止教育プログラムの企画・教材作成

受託者は、生徒を対象としたインターネットの危険性や非行防止に関する啓発資料 (ワークシート等) 及びその動画教材 (全2テーマ×2種類) を作成し、委託者に電子データで納品すること。啓発資料及びその解説動画については、下記 (ア) の仕様を満たすものとし、本仕様において定めていない詳細については、委託者と受託者双方協議の上決定するものとする。

(ア) 主な仕様

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 資料種別及び<br>想定されるファイル形式 | ①指導案・活用ガイド (授業の進め方、話し合いの問い、注意点など) (Word 等)<br>②生徒用ワークシート (ワーク形式での理解深化を促す) (Word 等)<br>③教職員研修資料 (PowerPoint 等)<br>④動画教材<br>(フォーマット：mp4 等、音声：AAC<br>サイズ：1280×720px (16:9)、1本あたり2GB 目安) |
| 提供 (公開) 範囲            | 県内公立学校 (小・中・高等学校及び特別支援学校)<br>※市町村立学校への参考送付を含む  |
| 提供方法                  | ①～③：編集可能なデータ形式<br>④：動画サイトの限定公開等による配信   |
| テーマ数・提供回数             | 2テーマ×2種類   |

|            |   |
|------------|---|
| 解説動画時間（目安） | 1テーマ 10分～15分程度  |
| 備考         | 県内公立学校（小・中・高等学校及び特別支援学校）の児童生徒等に提供することを想定し、図や表、グラフ等を用い、平易な表現で、かつ分かりやすい表現等に努めること。また、アニメーション等を活用し、児童生徒の興味関心を引き立てるような工夫をすること。 |

### （3）啓発資料等作成の全体設計と進行計画の策定

- ・業務全体の設計と工程表（スケジュール）の作成教材制作における各フェーズの責任体制と進捗管理方法の整理すること。
- ・啓発資料等のテーマ設定にあたっては、受託者が喫緊のネットトラブルを分析し、県教育委員会へ提示すること。
- ・啓発資料等の作成にあたって、県教育委員会と十分な打合せができるよう、ゆとりを持ったスケジュールとすること。
- ・一般的な動画制作に止まらず、本プログラムの成果物を通して行動変容につながるワークシートや教材動画に工夫を図ること。
- ・教育効果を最大化するための指導計画・活用フローの設計すること。
- ・教員のネットトラブルや非行防止に関する指導力向上につながる実践的な構成とすること。

### （4）啓発資料等作成の実施体制および連携

- ・動画・教材制作は受託者自らが担当し、開発から実施、効果検証に至るまで一体的に遂行する体制を構築すること。なお、本プログラムと同様の実績が複数あることを要する（その場合、企画書に実績内容を記載すること）。
- ・啓発資料を活用した活動等の実施後に学校現場へのアンケート等による使用実態ヒアリングを行い、改善提案等を行うこと。
- ・啓発資料等作成段階において、内容や進捗の確認を県教育委員会と必要に応じて実施すること。

### （5）人員配置・進捗管理体制

- ・事業全体を統括する責任者を配置し、委託者との連絡・調整窓口を担うこと。
- ・各工程において明確な役割分担（責任者・進捗管理者）を行い、2名以上によるダブルチェック体制を確保すること。
- ・校了までの工程において品質確認を徹底し、月1回以上の進捗報告ミーティングを実施すること。
- ・業務を円滑に進めるため、埼玉県または動画教材制作の実績がある場合が望ましいことから、実績がある場合その旨を企画書に記載すること。

### （6）その他の条件

- ・受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応する。動画の技術形式については、予算の範囲内で県との協議によって決定する。

### 3. 著作権・個人情報管理等

- ・本事業により作成された成果物（啓発資料・動画・教材等）に係る著作権その他の知的財産権は、埼玉県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなく、手段を問わず二次利用できるものとする。
- ・受託者は、県が成果物等を利用する際に、著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・本業務に使用する映像、イラスト、写真、音声等で第三者が権利を有する者を使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他の知的財産権に関する手続きや使用料の負担等責任はすべて受託者が負うこと。
- ・なお、本業務における動画や素材に使用した第三者が権利を有する既存資料については、権利は第三者が引き続き有するが、県は受託者に許可を得ることなく無償で手段を問わず二次利用できるものとする。
- ・動画等制作にあたり第三者著作物を使用する場合は正当な許諾を取得すること。
- ・個人情報保護法等を遵守し、必要に応じて秘密保持契約を締結すること。

### 4. その他留意事項

- ・教材の内容は、学年特性に応じた言葉・表現とすること。
- ・インクルーシブ教育の観点から、ユニバーサルデザインに配慮した構成とする。
- ・映像表現・登場人物等において差別的・暴力的な表現を避けること。
- ・映像制作に関しては、児童生徒が自分事として受け止められる演出とすること。
- ・受託者は本業務において知り得た情報等について、他に漏洩することなく適切に処理しなければならない。
- ・本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、業務を遂行する。
- ・各分野の専門家（教育やネットトラブル等）との打ち合わせ等に係る費用は受託者の負担とする。
- ・本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の一部または全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、一部の委託については、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- ・受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ・受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

- ・業務完了報告については、契約書第10条に規定する業務完了報告書（様式1）を添付のうえ、報告すること。